

1.勤務条件

社会福祉法人常陸太田市社会福祉協議会の規程に基づく

2.身分

臨時職員

(雇用期間：採用日～令和5年3月31日(事業状況、勤務成績等により継続あり))

※雇用期間4年目より無期雇用に変更

※採用日から6ヵ月試用期間有り

3.資格要件

普通自動車免許があり、下記いずれかの資格をお持ちの方

- ・小、中、高いずれかの教諭免許(専修・1種・2種)
- ・幼稚園教諭免許(専修・1種・2種)
- ・保育士資格
- ・社会福祉士
- ・精神保健福祉士

4.業務内容

(1)障がい児通所施設での支援業務

- ・主に就学前の心身・言語・情緒の発達に遅れを持つ児童の療育に関すること
- ・日常生活における基本的動作指導
- ・集団生活への適応訓練
- ・トイレ、着替えの介助

(2)利用者10名程度を指導員4名で対応

5.募集人員

人員 1名

6.賃金及び手当等

(1)賃金 時給 917円～937円(昇給あり)

※資格により異なります。

(2)手当 通勤手当(規程による：上限18,700円)、時間外勤務手当、期末手当

7.保険等

雇用保険、労災保険

8.勤務時間等

(1)勤務時間 午前9時00分～午後4時30分までの間で1日4～6時間程度

(1週20時間以上29時間以内：1週4日程度)※残業はほとんどありません。

※シフト制(子育て世代でも働きやすい様、勤務時間配慮いたします。)

月に2回程度、土曜日午前中勤務あり。

(2)休憩時間 勤務時間内1時間

(3)休日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日～1月3日)

9.休暇

年次有給休暇(6ヵ月勤務後に規定に基づき付与)※休みのとりやすい職場です。

10.勤務地

児童発達支援事業所「あいあい」(常陸太田市稲木町33)

11.応募方法及び試験

(1)履歴書(市販のもの)に資格証の写しを添付してご応募ください。

(2)面接試験(日程は、後日応募者に連絡)

12.採用

随時

【お問い合わせ先】

(1)住所 常陸太田市稲木町33

(2)名称 常陸太田市社会福祉協議会

(3)電話番号 0294-73-1717

1)応募・その他について (総務グループ 担当：鬼澤)

2)業務内容について (くらしさぽーとグループ 担当：橋本)